



2024年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社ハマキョウレックス  
代 表 者 の 代 表 取 締 役 大須賀 秀徳  
役 職 氏 名 社 長  
(コード番号: 9037 東証プライム)  
執 行 役 員  
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 兼 竹 内 義 之  
経 営 企 画 室 長  
(TEL. 053-444-0055)

2024年3月期 第3四半期報告書の提出期限延長に係る  
承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定し、提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけいたしますこと深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる四半期報告書  
2024年3月期第3四半期報告書  
(自2023年10月1日至2023年12月31日)
2. 延長前の提出期限  
2024年2月14日  
※法定提出期限
3. 延長が承認された場合の提出期限  
2024年3月14日

4. 当該四半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

2024年2月13日付公表「当社連結子会社従業員による不適切な取引および2024年3月期第3四半期報告書の提出期限の延長申請検討について」のとおり、当社の連結子会社である近物レックス株式会社（以下、「近物レックス」といいます。）の従業員1名（以下、「行為者」といいます。）が、名古屋国税局による税務調査により、不適切な取引を行っている疑義が発見され、行為者に確認したところ事実であることが判明いたしました。当該行為は、2014年1月から2023年11月までの期間に、協力会社から行為者の口座へ約93百万円の入金がありました。具体的な手口としては、次のとおりであります。

- ① 行為者は、配送業務の一部を協力会社へ委託しており、業務に必要な配送車両に加え、1台架空の配送車両を協力会社と作りだし、協力会社へ請求書を発行させておりました。
- ② 行為者は、協力会社から提出を受けた当該請求書に基づき、当該管轄部署の事務員へ処理するよう指示を行っておりました。
- ③ 協力会社は、架空請求の車両にかかる請求金額を受領し、2014年1月から2023年11月までの期間に亘り、毎月繰り返し行為者へ一部を送金しておりました。

当社は、本件の解明および同類の事案の有無について徹底的に調査するため、社内調査委員会を2024年2月9日に設置することを決定し、同日設置いたしました。また、社内調査委員会には、法的な専門知識を補完するために、外部専門家として弁護士を加えております。社内調査委員会による調査期間は、2024年2月9日から3月13日までを計画しております。

また、調査事項は、下記のとおりであります。

- ① 財務諸表への影響
- ② 本件調査（本件の事実確認）
- ③ 件外調査（同様手口による他の不正に関する調査）
- ④ 内部統制上の不備の特定及び再発防止策の策定

※本時点では、本人への事実確認は出来ておりますが、行為者の上位者及び、同僚、関連部署への確認は出来ておりません。また、帳簿・関連書類の確認及び本件の開始時期等も今後調査していく予定です。

当社の本調査委員会の構成メンバー及びその選定理由の概要は以下のとおりです。

氏名	役職等	選定理由
宮川 勇	当社社外取締役兼 独立役員	当社及び近物レックスその他本件の関係者との間で特別の利害関係がなく独立性が認められるとともに、当社における指名委員会及び報酬委員会の委員長も務めており、本調査委員会を統括する立場として選定いたしました。

片田 須美子	税理士／当社社外取締役兼 独立役員	当社及び近物レックスその他本件の関係者との間で特別の利害関係がなく独立性が認められるとともに、税理士として税務面における専門的知見を有することを踏まえて選定いたしました。
杉山 利明	当社社外監査役兼 独立役員	当社及び近物レックスその他本件の関係者との間で特別の利害関係がなく独立性が認められるとともに、監査担当役員としての豊富な経験を有することを踏まえて選定いたしました。
奥津 靖雄	当社専務取締役 執行役員統括本部長	当社における物流センター事業（倉庫運営・配送業務運営）の運営知識及び経験が豊富であり、行為者が担当していた業務分野への理解度が高いと考えられることから選定いたしました。
小島 豊一郎	弁護士 （上野共同法律事務所）	弁護士として法的な専門的知見を有するとともに、企業法務（不正調査含む）に関して経験もあることを踏まえ、外部有識者として選定いたしました。

監査法人と協議したところ、現時点において、本件の全容の解明ができていない状況にあり、今後も相当の時間を要することから、具体的な会計処理及び2024年3月期第3四半期に係る四半期連結財務諸表に与える金額的影響等を特定できない状況にあり、2024年3月期の第3四半期連結財務諸表に企業内容等開示ガイドライン24-13(1)④における「重要な虚偽の表示が生じる可能性のある不正による重要な虚偽の表示の疑義」が識別されており、さらに、調査結果次第では過去に提出した有価証券報告書及び四半期報告書の遡及修正が生じる可能性もあり、その場合には、企業内容等開示ガイドライン24-13(1)③における「重要な事項について虚偽の記載」に該当する可能性もあることから、社内調査委員会の調査結果を踏まえた追加的な四半期レビュー手続が必要となり、当社は法令に定める提出期限までに会計監査人から四半期レビュー報告書を受領できない見込みとなりました。以上により、当社は本日、第53期第3四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を関東財務局に提出し、提出期限を2024年3月14日とした四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請を行うことといたしました。

## 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長が承認された場合には、直ちにお知らせいたします。

6. 業績に対する影響について

当期の業績に与える影響は現在精査中であります。また、過年度の業績に与える影響についても精査しておりますが、これらの影響が見込まれる場合には、直ちに開示いたします。

以上